

諮問日：平成28年12月22日（平成28年度（最情）諮問第24号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（最情）答申第46号）

件名：人事異動通知書写しの一部開示の判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

平成27年度退職された最高裁判所職員の個人毎の退職手当額（個人が識別できる情報は除く。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出について、最高裁判所事務総長が、人事異動通知書写し28枚（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対して申し出られた苦情申出（以下「本件苦情申出」という。）について、適式な苦情申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年7月25日付けで原判断を行ったところ、同年11月24日に取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。最高裁判所事務総長は、本件苦情申出は、苦情申出期間を徒過してされたものであり、適式な苦情申出として扱わないのが相当であるとしている。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人は、本件の司法行政文書開示通知書を平成28年8月6日に受領した。本件開示申出に係る申出書には、「閲覧（必要な部分の写しの交付。）」と記載しており、苦情申出人は、同月10日に担当者に連絡して、同年9月2日までに閲覧を実施する旨を伝え、担当者の同意を得た。

苦情申出人は、同月1日に最高裁判所事務総局秘書課にて閲覧を実施し、そ

の写し28枚の交付を受けた。苦情申出人は、その写しを閲覧して、初めて開示申出に係る部分が不開示であると把握し、通知書の文言ではその旨認識できなかった。

よって、苦情の申出に係る不開示があったことを知った日は、平成28年9月1日であり、本件苦情申出は、期間（3か月）以内である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

- 1 取扱要綱記第11の2の(1)においては、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものとされている。

ところが、苦情申出人は、原判断の通知を発した日である平成28年7月25日から約4か月が経過した同年11月24日付け（同日受付）で苦情の申出をした。

- 2 そこで、本件苦情申出がされた後、苦情申出人に対し、上記の正当な理由等に関する意見を提出するよう依頼し、意見書の提出を受けたが、本件については、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな事情や、苦情申出期間を徒過したことについて正当な理由をうかがわせる事情は存在しない。

苦情申出人は、開示申出に係る部分が不開示であることを初めて認識したのは、同年9月1日に最高裁判所事務総局秘書課において本件対象文書を閲覧したときであり、同年8月6日に受領した開示通知書の文言からはそのことは認識できなかったとし、苦情申出に係る不開示があることを知った同年9月1日から3か月以内にした本件苦情申出は期間内にされたものである旨主張する。しかし、苦情申出期間が原判断の通知を発した日から起算するものであることは、取扱要綱記第11の2の(1)の文言から明らかである。また、この定めは、

開示の実施を受けるのに要する期間を考慮したものといえ、開示の実施を受けた日から苦情申出期間を起算することを予定していないことは、このことから明らかである。したがって、苦情申出人の上記主張は失当である。

- 3 以上により、本件苦情申出については、適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月23日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件対象文書の開示を申し出たものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、平成28年7月25日、本件対象文書の一部を開示する旨の通知を発したところ、同年11月24日に苦情申出人が苦情を申し出た。

本件苦情申出について、最高裁判所事務総長は、取扱要綱に定められた苦情申出期間を徒過してされたものであり、適式な苦情申出として扱わないものとすべきと説明するのに対し、苦情申出人は、苦情の申出に係る不開示があったことを知ったのは、開示の実施を受けた日であり、その日から3か月以内に苦情申出をしているから、本件苦情申出は、苦情申出期間内にされた旨の主張をする。

そこで、本件苦情申出を適式なものと扱うべきか否かについて検討する。

- 2 苦情申出人は、原判断の通知を受けただけでは不開示の部分が分からず、同年9月1日に本件対象文書の閲覧をして初めて当該部分を把握したのであるから、苦情の申出に係る不開示があったことを知った日は、同日であり、本件苦

情申出は、期間内にされたものであると主張する。

しかし、取扱要綱記第11の2の(1)は、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものと定めているところ、取扱要綱記第10に基づく開示の実施は、取扱要綱記第8に基づく開示の判断等の後の手続として位置付けられているのであるから、取扱要綱に基づく苦情申出期間は、開示対象文書の閲覧等による開示が実施されていないとしても、開示の判断の通知を発した日から起算されるというべきである。

そうすると、本件苦情申出は、上記1のとおり、原判断の通知を発した日である平成28年7月25日から3か月を超えた同年11月24日にされており、取扱要綱が定める苦情申出期間を徒過してされたものというべきである。

3 そして、苦情申出人は、本件対象文書を原判断の通知を発した日から30日を超えた同年9月1日に閲覧しているが、これは、苦情申出人の事情によるものであり、その他の本件に係る諸事情を考慮しても、本件苦情申出が苦情申出期間を経過してされたことにつき取扱要綱記第11の2の(1)の「正当な理由」があるということとはできない。

4 以上のとおりであるから、本件苦情申出は、取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認められないので、これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人